

令和7年(ラ)第458号 市町村長の処分に対する不服申立却下審判に対する抗告
事件（原審 東京家庭裁判所令和4年(家)第5325号）

決 定

本籍

5

住所

抗 告 人

想 田 和 弘

(以下「抗告人想田」という。)

本籍

住所

10

抗 告 人

柏 木 規 与 子

(以下「抗告人柏木」という。)

上記兩名手続代理人弁護士

竹 下 博 將

同

寺 原 真 希 子

同

三 浦 徹 也

同

野 口 敏 彦

同

井 桁 大 介

同

大 谷 秀 美

同

折 井 純

同

渕 上 陽 子

20

同

松 田 亘 平 子

同

亀 石 倫 子

同

川 尻 恵 理 子

同

川 見 未 華

同

橘 高 真 佐 美

25

同

木 村 い ず み

同

榊 原 富 士 子

	同	早	坂	由起子
	同	塩	生	朋子
	同	芹	澤	眞澄
	同	棚	橋	桂介
5	同	谷	口	太規
	同	寺	林	智栄
	同	久	道	瑛未
	同	溝	田	紘子
	同	山	崎	新子
10	同	山	田	暁子
	同	吉	野	大輔
	同	西	村	夏奈
	同	永	田	真衣子

主 文

- 1 本件各抗告をいずれも棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

第1 抗告の趣旨及び理由

本件各抗告の趣旨及び理由は、別紙「抗告状」及び同「抗告理由書」（各写し）
記載のとおりである。

第2 事案の概要

- 1 本件は、抗告人らが、戸籍事務管掌者である東京都千代田区長（以下「千代田区長」という。）に対し、令和4年6月13日付け婚姻届（以下「本件婚姻届」という。）を提出し、婚姻の届出をしたところ、同日、千代田区長から、民法750条及び戸籍法74条1号に違反することを理由として上記届出を受理しない旨の処分を受けたため、戸籍法122条の規定により、同処分について不服の

申立てをする事案である。

- 2 原審は、前記1の抗告人らの不服の申立てを却下する審判をしたところ、抗告人らがこれを不服として即時抗告をした。

第3 当裁判所の判断

5 当裁判所も、原審判と同様、前記第2の1の抗告人らの不服の申立てを却下するのが相当であると判断する。その理由は、抗告の理由に対する判断を含め、次のとおり訂正するほかは、原審判「理由」欄の第3の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 1 原審判3頁1行目と2行目の間に次のとおり加える。

10 「(3) 抗告人らは、平成30年6月6日、千代田区長に対し、婚姻届並びにニューヨーク州で発行された婚姻証書謄本及びその訳文を提出し、婚姻の届出をした。上記婚姻届の「婚姻後の夫婦の氏」欄には、「夫の氏」と「妻の氏」のいずれにもレ点が付されていた。(甲3)

15 千代田区長は、平成30年6月6日、抗告人らに対し、上記届出が民法750条及び戸籍法74条1号に違反していることを理由に受理しない旨の処分をした。(甲3)

20 抗告人らは、平成30年6月18日、東京地方裁判所に対し、被告を国とし、抗告人らが戸籍への記載により婚姻関係にあるとの公証を受けることができる地位にあること等の確認を求めるとともに、外国の方式に従って「夫婦が称する氏」を定めないまま婚姻した日本人夫婦について婚姻関係を公証する規定を戸籍法に設けていない立法不作為は憲法24条に違反するなど
と主張し、各自10万円の国家賠償を求める訴え(以下「別件訴訟」という。)を提起した。(甲3)

25 東京地方裁判所は、令和3年4月21日、上記各訴えのうち地位の確認に係る部分をいずれも却下し、国家賠償請求をいずれも棄却する判決を言い渡した。(甲3)」

2 原審判3頁2行目の「(3)」を「(4)」と改め、3行目の「。以下」から4行目の「という。」までを削除し、8行目から10行目までを次のとおり改める。

「(5) 千代田区長は、令和4年6月13日、抗告人らに対し、本件婚姻届に「婚姻後の夫婦の氏」として抗告人想田の氏と抗告人柏木の氏のいずれかを記載
5 させようとする事なく、本件届出が民法750条及び戸籍法74条1号に違反していることを理由に受理しない旨の処分（以下「本件不受理処分」という。）をした。（甲8）」

3 原審判3頁11行目の「(5)」を「(6)」と改める。

4 原審判5頁11行目と12行目の間に次のとおり加える。

10 「オ 本件婚姻の効力について、婚姻の効力は、夫婦の本国法が同一であるときはその法による（通則法25条）ところ、抗告人らは、いずれも日本国籍を有する者であるから、本件婚姻の効力は民法によることとなる。仮に、婚姻の効力のうち夫婦の氏については、夫婦の各自の人格権たる氏名権の問題であり、それぞれの属人法によるとしても、上記のとおり、抗告人らは、いずれも日本国籍を有する者であるから、やはり民法によることとなる。
15

そして、民法は、婚姻の成立によりその効力として、夫婦間の婚姻関係の成立という婚姻の本来の効力が生ずるほか、夫婦は婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称するという効力（同氏の効力）が生ずると定めている（民法750条）ところ、外国に在る日本人間でその国の方式に従って婚姻をした場合、その婚姻の成立時に、夫婦間の婚姻関係の成立という婚姻の本来の効力が生じ、当該夫婦がその協議により「夫婦が称する氏」を定めた時に、その定めるところに従い同氏の効力が生ずると解するのが相当である。」
20

25 5 原審判5頁20行目の「戸籍の届出に必要な事項」を「戸籍の記載に必要な事項」と改め、23行目から7頁1行目までを次のとおり改める。

「イ 戸籍法 74 条 1 号は、届書の必要的記載事項として「夫婦が称する氏」を定めているところ、この規定が本件届出のような報告的届出に適用されないと解する根拠はなく、本件届出についても同号は適用される。

そうすると、本件届出についても、その届書に「夫婦が称する氏」の記載をしなければならないところ、前記 1 (4) の事実及び手続の全趣旨によれば、抗告人らの間で「夫婦が称する氏」を定める協議は調っておらず、そのため、本件婚姻届の「婚姻後の夫婦の氏」欄には「夫の氏」と「妻の氏」のいずれにもレ点が付されていると認めることができるのであり、本件婚姻届はその必要的記載事項の記載を欠く不備があるものであるから、本件届出は戸籍法 74 条 1 号に違反し婚姻の届出の受理要件を充足しない不適法な届出であり、抗告人らに本件婚姻届の上記不備の補正をさせることなく本件届出を受理することはできない（民法 740 条）。

ウ もっとも、前記 (1) エ及びオのとおり、本件婚姻は有効に成立し、抗告人らの間の婚姻関係の成立という婚姻の本来の効力は生じているところ、抗告人らは、千代田区長において、抗告人らの間の婚姻関係が成立していることを戸籍に記載し公証するため、本件届出を受理した上、① 外国の方式に従って離婚した日本人夫婦の間に未成年の子の親権者について共同親権の定めがある場合に準じて抗告人ら各自の従前戸籍の身分事項欄にそれぞれ本件婚姻の記載をするなどの扱いをし、または、② 戸籍法 16 条 3 項の類推適用により、抗告人ら各自をそれぞれ筆頭者とする新戸籍を編製し、その身分事項欄に本件婚姻の記載をすべきであると主張する。しかし、上記①について、千代田区長が本件届出を受理した上で抗告人らの上記主張に係る扱いをすれば、行政上の扱いにより夫婦別氏の婚姻を事実上認めることにもなりかねないのであり、この種の制度の在り方は国会で論ぜられ判断されるべき事柄にはほかならないこと（最高裁平成 26 年 (オ) 第 1023 号同 27 年 12 月 16 日大法廷判決・民集 69 卷 8 号 25

86頁参照)に照らすと、そのような扱いをすることを前提として本件届出を受理すべきものとするのは相当でない。また、上記②について、戸籍法16条3項は、日本人と外国人の婚姻に民法750条の適用がないことを前提とするものであり、本件婚姻のような日本人夫婦の婚姻については、民法750条の適用により同氏の効力が生じ、戸籍法16条1項の規定により当該夫婦について新戸籍が編製されることから、戸籍法16条3項の類推適用の基礎を欠くというべきである。したがって、抗告人らの上記各主張は、いずれも採用することができない。

エ そして、別件訴訟の経過や本件婚姻届の記載及び手続の全趣旨によれば、本件不受理処分の際、抗告人らの間で「夫婦が称する氏」を定める協議が調う見込みがなかったことは明らかであり、抗告人らが、千代田区長に対し、本件婚姻届の「婚姻後の夫婦の氏」欄について、いまだ夫又は妻のいずれかの氏を定めて届け出ていないことも併せ考えると、千代田区長が、抗告人らに対し、本件婚姻届に「夫婦が称する氏」の記載をさせることによりその不備の補正をさせることなく本件不受理処分をしたことは不当でないというべきである。

このことは、憲法24条1項、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約16条2項の要請を考慮しても左右されない。

オ 抗告人らは、当審で、他にも種々主張するが、いずれも採用することができない。」

第4 結論

よって、原審判は相当であり、本件各抗告はいずれも理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和7年5月28日

東京高等裁判所第15民事部

これは正本である。

令和 7 年 5 月 2 8 日

東京高等裁判所第 1 5 民事部

裁判所書記官 山 尾 絵 吏

